

八雲町地域公共交通計画策定業務の業者指名について

社名：日本データサービス株式会社

代表者：代表取締役 石原 知樹

設立：1971年（昭和46年）

職員数：158名

資本金：20,000千円

所在地：〒065-0016 北海道札幌市東区北16条東19丁目1番14号

八雲町地域公共交通計画策定業務について

別紙「八雲町地域公共交通計画策定業務 特記仕様書（案）」のとおり

別紙

## 令和7年度八雲町地域公共交通計画策定業務 特記仕様書（案）

### 業務名

令和7年度八雲町地域公共交通計画策定業務

### 業務目的

本町では、令和2年3月に町内の公共交通の方向性を示す「八雲町地域公共交通網形成計画（以下、「現計画」という。）」を策定し、持続可能な公共交通を維持・確保していくための施策や事業に取り組んできた。

また、令和5年度には、根拠法令である「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正（令和2年11月）を受け、地域内フィーダー系統補助を継続するため、現計画について所要の変更を行ったところである。

しかし、現計画の策定以降も、人口減少や少子高齢化の進展に伴う路線バスの利用者の減少や減便・廃止、バス事業者等における乗務員不足の深刻化などにより、交通事業者自らの経営努力だけでは現在の公共交通サービスを維持することが困難な状況となっている。

一方で、令和7年3月に国土交通省より、各地域における厳しい地域交通の現状に対応しながら、自家用車に頼りすぎることなく、誰でも気兼ねなくお出かけできる社会の実現を目指し、モビリティデータを活用しつつ、課題に対して先手で対応できる「地域公共交通計画」へのアップデートを求められている。

このような状況を踏まえ、本業務では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の枠組みと町内の輸送資源を最大限活用しながら、実効的な「地域公共交通計画」へのアップデートに対応しつつ、今後の本町の公共交通ネットワークの再構築と活性化を一層促進し、将来にわたって利便性の高い公共交通サービスを安定的に提供していくため、令和7年度で計画期間の満了を迎える現計画の評価及び見直しを行い、「八雲町地域公共交通計画（以下、「本計画」という。）」を策定（改定）するものである。

### 業務の期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

### 提出書類

受託者は、本業務の着手、完了にあたり契約書に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者等届（経歴書添付）
- (3) 業務実施計画書及び工程表
- (4) 完了届
- (5) 納品書

## 貸与資料

発注者は、本業務の実施に必要な関連資料を受託者に貸与するものとする。

なお、受託者が貸与を受ける場合は、借用書を提出し業務完了後直ちに返却するものとする。

また、貸与された資料については、その重要性を認識し、取り扱い及び保管に十分に注意するものとする。

## 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づき適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時発注者に報告しなければならない。

## 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

## 業務の内容

### 計画準備

受託者は、本仕様書に示す内容を確認し、実施内容について発注者と十分な打合せを行い、策定手順とスケジュールを明確にした業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得て事業を実施する。

## 地域公共交通の実態整理

### 1) 公共交通事業者等へのヒアリング

令和6年度に実施したニーズ調査の結果等を踏まえ、本町の交通事業者や地域交通に係る関係者へのヒアリングを実施する。

なお、ヒアリング先やヒアリング項目等の具体的な実施内容については、業務受注後に発注者と協議のもと、ヒアリングを実施する。

## バス利用実態調査の実施

### 1) バス利用実態調査実施検討

函館バス(株)が運行する、桧山海岸線、函館長万部線、快速瀬棚号の3路線の利用実態調査について、調査内容や調査時期等を検討する。

なお、具体的な調査内容は業務受注後に発注者と協議のもと、調査を実施する。

## 2) バス利用実態調査結果の分析・取りまとめ

調査実施後に、回収した調査票の入力や集計作業等を受託者で実施し、集計後は町民意見交換会や計画策定に活用できる基礎資料として整理する。

## 住民等関係者との意見交換会の実施

### 1) 住民等関係者との意見交換会実施検討

地域交通に係る住民等ニーズを詳細に把握するための意見交換会の開催内容等を検討する。

### 2) 住民等関係者との意見交換会の実施

本町で交通空白地域として認識している地域を中心に、意見交換会を実施する。仕様書段階では、町内4地区での実施を想定している。

なお、具体的な実施内容や意見交換会の開催箇所は業務受注後に発注者と協議のもと、意見交換会を実施する。

### 3) 住民等関係者との意見交換会結果の整理

意見交換会実施後に、得られた地域公共交通に係る意見等を受託者で集約し、分析・取りまとめを行い、計画策定等に活用できる基礎資料として整理する。

## 八雲町地域公共交通計画(案)の作成

令和6年度の検討内容及び本業務で実施する業務内容の結果等を踏まえ、地域公共交通計画(案)として取りまとめを実施する。

## 八雲町地域公共交通計画の作成

地域公共交通計画(案)をパブリックコメント等の実施により住民等の意見聴取を行い、必要に応じて反映等を行い、地域公共交通計画として取りまとめを実施する。

## 協議会の運営支援

八雲町地域公共交通計画(案)等の協議に向け、交通事業者、住民、運輸局、労働組合等で構成される八雲町地域公共交通活性化協議会の運営支援を実施する。

なお、仕様書段階では、4回/年の開催を想定している。

## 打合せ協議

事業を円滑に進めるための打合せ協議を実施する（3回/年を想定）。

なお、事業の特性を踏まえ、打合せ回数については、発注者と協議の上、増加させることも検討し、増加分については、メールや電話、オンライン会議等、状況に応じて適切な手法での実施を検討する。

## 成果品

本業務が完了した時は、次に掲げる成果品を納入するものとする。なお、成果品の原稿はWord、Excelを基本とし、納品後、発注者が修正及び印刷が可能な状態でデータを作成するものとする。

成果品名	数量	備考
計画書（電子データ）	1式	Word、Excel形式及びPDF形式
計画書（製本）	50部	カラー印刷製本（タイトル印字）
その他関連資料	1式	DVD-R等

## 成果品納入場所

八雲町役場 政策推進課

## 留意事項

### 守秘義務

受託者は、本業務を通じて得た資料並びにデータの紛失、滅失、盗難等を防止するために必要な措置を講じること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、発注者の指示に従うこと。受託者は、発注者から廃棄の指示を受けた時は、速やかにデータを廃棄し、報告すること。

### 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、関係法令及び八雲町個人情報保護条例を遵守すること。

### 身分証明書の携行等

受託者の職員は、本業務に係る際には常に身分証明書を携行すること。

### **疑義の解消等**

受託者が業務の実施において疑義が生じる場合には、必ず業務担当者と協議し承認を得ること。

### **成果品に係る留意事項**

本業務成果品については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないよう留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については、用語解説または注釈を付記することとし、レイアウトを工夫し、グラフ等データを盛り込んだわかりやすいものとする。

本業務の報告書等の成果品の一部または全部を発注者等が発行する出版物やインターネットコンテンツに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果品を作成すること。